参考資料２－１

都道府県の地域防災計画における主な広報事項等について（東京都の例）

※東京都地域防災計画（平成15年修正）に基づき、事務局の責任で作成

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
区市町村		●							**一般的な災害原因に関する情報、津波予警報** 2 一般的な災害原因に関する情報の通報 地象等災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等及び一般住民等に周知する措置をとる。 3 津波の予警報の伝達 区市町村は、津波の注意報及び警報について、都、警察署又はＮＴＴからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警察機関、消防機関、都知事本部等の協力を得て、住民に周知する。 第3部応急対策 第2章 情報の収集･伝達 第2節 災害予警報の発表･伝達 区市町村
東京消防庁			●						**津波、水防に関する通報** 1 津波等の通報及び伝達 都からの通報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、都民に周知する。 2 水防に関する通報及び伝達 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報するとともに、都民に周知する。 第3部応急対策 第2章 情報の収集･伝達 第2節 災害予警報の発表･伝達 東京消防庁

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
気象庁 （東京管区気象台）					●				**津波情報、地震情報等** 1 津波予報、地震情報等の種類 気象庁が必要と認めたとき発表する津波予報及び地震情報等の種類は、次のとおりである。 (1) 津波予報（津波注意報、津波警報） (2) 地震及び津波に関する情報（震源速報、震源・震度に関する情報、津波観測に関する情報、各地の震度に関する情報） 2 津波予報、地震情報等の通知 (1) 津波予報を行った場合、気象資料自動編集中継装置、防災情報提供装置（以下「提供装置」という）及び緊急情報衛星同報装置により、関東管区警察局、第三管区海上保安本部、NTT東日本及び西日本、日本放送協会、都に通知する。このほか、緊急警報信号の放送（通称緊急警報放送システム：EWS）により津波警報の放送を行う放送局に対し通知することとなっている。 (2) 地震及び津波に関する情報を発表した場合は、提供装置により、都、関係警察機関、報道機関等に伝達する。 第3部応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第2節 災害予警報の発表・伝達 気象庁 （東京管区気象台）
都	●								**都の広報活動** 1 広報内容 (1) 震災発生直後に行う広報 ア 地震の規模・津波・気象の状況 イ 混乱防止の呼びかけ ウ 電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意 エ 避難及び避難時の方法等 オ 道路状況と交通規制、交通機関の運行状況 カ 学校等の措置状況 キ 都及び区市町村の体制・措置状況 (2) 被災者に対する広報 ア 被害情報 イ 避難所開設状況 ウ 食料・生活物資等の供給状況 エ 医療機関の診療状況 オ 電気・ガス・水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況 カ 道路状況と交通規制、交通機関の被害及び復旧状況 キ 防疫・保健衛生措置状況 ク 学校の休校・再開等の措置状況 ケ 都及び区市町村の措置状況 第3部応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (1) 都の広報活動

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
警視庁				●					**警視庁の広報内容** 1 広報内容 (1) 余震、津波等気象庁の情報 (2) 地域の被害情報及び見通し (3) ライフライン等の被害状況及び復旧見通し (4) 主要道路･高速道路･橋等の被害状況及び復旧見通し (5) 被災地域･避難場所等に対する警戒状況等 第3部応急対策 第2章 情報の収集･伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (1) 都の広報活動
東京消防庁			●						**東京消防庁の広報内容** 1 広報内容 (1) 出火防止、初期消火、救出救護及び災害時要援護者（高齢者･身体障害者等）への支援の呼びかけ (2) 火災及び水災に関する情報 (3) 避難勧告又は避難命令等に関する情報 (4) 人心安定を図るための情報 (5) 救急告示医療機関等の診療情報 (6) その他都民が必要としている情報 第3部応急対策 第2章 情報の収集･伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (1) 都の広報活動

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
都水道局	●								**都水道局の広報内容** 1 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 水道施設の稼働状況 イ 浄水場及び給水所における飲料水 M22確保状況 ウ 応急対策の基本方針 エ その他住民への協力要請等 (2) 応急対策開始後の広報 ア 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の実施方針 ウ 応急給水の実施方針及び給水拠点の周知方法 エ 住民の注意すべき事項及び協力要請 (3) 応急対策の進ちょくに伴う広報 ア 水道施設の被害詳報及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 当日の復旧活動の概要 エ 水質についての注意 オ 住民への協力要請 第3部応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (1) 都の広報活動
郵政公社 東京支社							●		**郵政公社東京支社の広報内容** 1 広報内容 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 (5) 為替貯金業務の非常取扱い (6) 災害ボランティア口座の開設 (7) 簡易保険業務の非常取扱い 第3部応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
東京電力							●		**東京電力の広報内容** 1 広報内容 (1) 地震発生時における電気による二次災害等を防止するための方法や避難時の電気安全に関する心構え等についての情報 第3部応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
ＮＴＴ東日本							●		**ＮＴＴ東日本の広報内容** 1 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 第3部応急対策 第2章 情報の収集･伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
NTTコミュニケーションズ							●		**NTTコミュニケーションズの広報内容** 1 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 第3部応急対策 第2章 情報の収集･伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
NTTドコモ							●		**NTTドコモの広報内容** 1 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。 第3部応急対策 第2章 情報の収集･伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
東京ガス							●		**東京ガスの広報内容** 1 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し 第3部応急対策 第2章 情報の収集･伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
ＪＲ東日本							●		**ＪＲ東日本の広報内容** 1 広報内容 (1) 駅における広報案内 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等を掲示 や放送等により行う。 (2) 乗務員の広報案内 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送 等により案内を行う。 第3部応急対策 第2章 情報の収集･伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
日本道路公団							●		**日本道路公団の広報内容** 1 広報内容 応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等 第3部応急対策 第2章 情報の収集･伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
首都高速道路公団							●		**首都高速道路公団の広報内容** 1 広報内容 応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等 第3部応急対策 第2章 情報の収集･伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
日本銀行							●		**日本銀行の広報内容** 1 広報内容 金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券、貨幣の引換え措置等 第3部応急対策 第2章 情報の収集･伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
ＫＤＤＩ							●		**ＫＤＤＩの広報内容** 1 広報内容 通信の被害、疎通状況及び協力要請等 第3部応急対策 第2章 情報の収集･伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (2) その他の機関の広報活動
在京ラジオ、ＦＭ7社が連携し、ライフライン5社							●		**ライフラインの被災、復旧などの情報** 大規模災害時にライフラインの被災、復旧などの情報を被災者に対し迅速かつ的確に提供するため、在京ラジオ、ＦＭ7社が連携し、ライフライン5社と恒久的ネットワークを構築しており、災害時は、放送7社の全電波に直接ライフラインから被災、復旧などの情報を放送する。 第3部応急対策 第2章 情報の収集･伝達 第4節 広報及び広聴活動 1 広報活動 (3) ラジオ･ライフラインネットワーク
日本放送協会							●		**災害関連の番組編成** 3 災害関連番組の編成 災害時又は災害の発生が予想される場合には、必要な施設、資機材、人員等を確保し、状況に応じ次の とおり災害関連番組を編成する。 (1) 災害関係の警報･情報･注意報 (2) 災害関係のニュース及び告知事項 (3) 防災、災害対策のための解説･キャンペーン番組 (4) 電気･ガス･水道等のライフラインや避難所･交通情報などの生活情報放送。なお、大地震発生 時における告知放送は「地震告知放送文」によ る。 (5) 大規模地震や大災害発生時には、本部大規模安否情報放送を実施 第3部応急対策 第2章 情報の収集･伝達 第5節　災害時の放送要請、報道要請 日本放送協会

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
東京放送							●		**東京放送における放送順序と内容** 2 放送順序と内容 社内の規定に従い、まず可及的速やかにスーパー速報を行う。その後、必要に応じて特別番組を開始する。 特別番組では、警報の周知、二次災害防止、災害情報のほか、交通、ライフライン情報に重点を置き、パニック防止と、被災地及び周辺の人心の安定に努める。 第3部応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第5節　災害時の放送要請、報道要請 東京放送
文化放送							●		**文化放送における応報内容** 1 放送内容 (1) 東京都知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項 (2) 災害報道等の緊急情報 (3) 避難誘導、交通機関の状況 (4) 被害の程度を考慮しての生活安否情報等に重点を置き、人心の安定に努める。 第3部応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第5節　災害時の放送要請、報道要請 文化放送
ニッポン放送							●		**ニッポン放送における放送内容** 災害特別放送の内容は、被害を最小限に止めるための“救命報道”に努めるとともに、安否情報や生活情報などの“安心報道”にウェートを置くが、おおむね次のような放送となる。 1 総務大臣の緊急通信命令に基づく事項 2 東京都知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項 3 地震規模、余震、津波情報 4 注意事項など人心安定への呼びかけ 5 社員・家族レポーター、タクシー防災レポーター、理容防災ネットワークからの初期情報 6 安否情報 7 生活情報 8 交通機関の状況 9 応急復旧・救援対策状況 10 危険、避難情報 11 被害状況 第3部応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第5節　災害時の放送要請、報道要請 ニッポン放送

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
インターエフエム							●		**インターエフエムにおける放送内容** 1 災害に関する警報等の周知 災害基本法に基づく放送要請が関係所管官庁からあった場合、社内に特別放送本部を設置し、通報事項を放送する。特別放送は、災害の規模に応じてパターンA、パターンBに分け、緊急 特別放送を実施する。放送内容は次のとおりである。 (1) 大規模地震における警戒宣言とその内容 (2) 津波警報が発せられた場合の警報の内容 (3) 東京都知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項 (4) 横浜市長との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項 2 放送内容 (1) パターンA 震度5以上の地震や大規模災害が首都圏で発生した場合、通常番組を中断し特別放送に切替える。 (2) パターンB 被害が小規模なときは、通常番組内で適時速報を流す。 (3) 特別放送では原則として英語を使用するが、被害の規模に応じて日本語を含む10か国語で放送し、「被害情報」ときめ細かい「安心情報」を伝える。 (4) 民間のボランティア団体の協力を得て、各団体による放送の他、被災レポート、復旧状況を取材して「安心情報」を伝える。 第3部応急対策 第2章 情報の収集・伝達 第5節　災害時の放送要請、報道要請 インターエフエム
区市町村、都	●	●							**災害に関する予警報** (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。 (3) 震災時における広報広聴活動に協力すること。 第3部応急対策 第4章　相互応援協力・派遣要請 第1節 相互応援協力 5 公共的団体等との協力体制の確立（区市町村）
東京消防庁、警視庁			●	●					**海上及び河川における火気の使用禁止** 海上及び河川における火気の使用禁止その他必要な広報を行うとともに、関係機関に協力を要請する。 第3部応急対策 第5章　消防・危険物対策 第2節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置 東京消防庁、警視庁

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
東京消防庁、警視庁			●	●					**沿岸住民に対する避難勧告、退去命令** 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告、退去命令の伝達及び避難誘導にあたる。 第3部応急対策 第5章　消防･危険物対策 第2節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置 東京消防庁、警視庁
沿岸区		●							**火気管理の徹底指導及び災害状況** 関係機関と協力し、沿岸住民に対する火気管理の徹底指導及び災害状況の周知 第3部応急対策 第5章　消防･危険物対策 第2節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置 東京消防庁、警視庁
関東地方整備局						●			**水防警報等** 地震及び津波等により、河川管理施設及び許可工作物等が損壊し場合は、被害状況を迅速に把握し、関係地方公共団体と協力して、浸水の防ぎょあるいは被害を軽減する措置をとる等、水防活動が十分行われるよう努める。 2 水防警報等の発表及び連絡を行う。 第3部応急対策 第6章 水防･津波対策 第1節 地震時の水防活動 4 水防活動
都	●								**津波予報** 津波による被害を軽減･防止するためには、津波予報等の情報を迅速･的確に収集し、住民や観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立することが大切である。 第3部応急対策 第6章 水防･津波対策 第2節 地震津波対策 2 津波情報の収集伝達

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
警視庁				●					**津波予報** 警視庁 3 指定警察署は、直ちに交番･駐在所に伝達するとともにパトカー、警備艇等を活用して危険区域の住民等に広報する。 4 指定警察署の交番･駐在所勤務員は、危険予想区域を優先に、広報資器材を活用して住民等に周知させる。 第3部応急対策 第6章 水防･津波対策 第2節 地震津波対策 2 津波情報の収集伝達 (3) 各機関の役割
東京消防庁			●						**津波予報** 東京消防庁 東京消防庁は、都総務局からの情報に基づき、地震による津波の発生するおそれがあるときは、直ちに消防署、消防団に一斉通報し、消防署、消防団は都民に周知を図る。 第3部応急対策 第6章 水防･津波対策 第2節 地震津波対策 2 津波情報の収集伝達 (3) 各機関の役割
沿岸10区島しょ町村		●							**津波予報** 沿岸10区島しょ町村 津波予報の通報を受けたときは、直ちに状況判断し、地域防災行政無線、広報車、サイレン等により関係地区住民等に周知し、その安全確保に努める。 第3部応急対策 第6章 水防･津波対策 第2節 地震津波対策 2 津波情報の収集伝達 (3) 各機関の役割

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
沿岸10区島しょ町村		●							**津波発生時の対応、避難命令、避難地、避難路** 2 近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。した がって、強い地震（震度4程度以上）を感じたときには、次のとおり措置する。 (1) 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、住民等は、テレビ、ラジオの放送を聴取する必要がある。このため、関係区町村長は、あらかじめ、津波発生時の対応について住民等に周知徹底しておくものとする。 (2) 関係区町村長は、津波警報が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、自らの判断で住民等に海浜から退避するよう勧告し、又は命令するものとする。 (3) 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたとき、あるいは津波警報の伝達があったときは関係区町村長は、直ちに住民等に対して避難命令を発令するものとする。 3 島しょ町村にあっては、地震発生後の海面状況の監視、避難の勧告、指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、場合によっては海水浴場管理者などの協力が得られるようにしておく。また、できる限り安全な避難地、避難路を定め、住民等に周知徹底を図る。 第3部応急対策 第6章 水防・津波対策 第2節 地震津波対策 4　避難誘導態勢
警視庁				●					**避難誘導の広報** 警視庁 ア 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。 ウ 避難場所では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。 第3部応急対策 第7章 避 難 第1節 避難態勢 2 避難誘導

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
都、警察官	●								**避難利の車利用抑制、交通規制、運転者のとるべき措置** ア 報道機関への広報要請 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。 イ 運転者等に対する広報 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。 第3部応急対策 第8章 警備･交通規制 第2節 交通規制 1 交通対策（警視庁） (6) 広報活動
都健康局	●								**医療機関の被害状況及び活動状況** 都健康局 1 収集した医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村などの関係機関に伝達するとともに、各種広報媒体や報道機関等を通じて都民に広報する。 2 東京都保健医療情報センター（ひまわり）の体制･機能を確保し、医療機関案内等の問い合わせに対して、医療機関の被災状況を踏まえ、電話により対応する。 第3部応急対策 第11 章 医療救護 第1節 医療情報の収集伝達 3 都民への情報提供 (1) 機関別活動内容
保健所	●								**保健衛生全般** さらに、保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に必要な情報を速やかに提供するとともに、各種活動を通じて収集した情報を分析し、その結果に基づいて地域の被災者に対する適切な保健衛生活動が行われるよう関係機関との連携を図る。 第3部応急対策 第11 章 医療救護 第5節 保健衛生 1 保健所の役割

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
精神保健福祉センター	●								**電話相談窓口、外来相談窓口の設置** ウ　精神保健福祉センターは、保健所とともに活動を行うほかに、都全体の精神保健福祉に関する情報を収集し、タイムリーに提供する。また、電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。 第3部応急対策 第11 章 医療救護 第5節 保健衛生 3 メンタルヘルスケア (2) メンタルヘルスケア
都	●								**透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否** ア 都は、区市町村、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集する。 イ 都は、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。 第3部応急対策 第11 章 医療救護 第5節 保健衛生 4 透析患者等への対応 (1) 透析患者への対応
区市町村		●							**避難住民への衛生管理上の留意事項** 区市町村は、住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握し、避難所における衛生管理として、土足禁止区域･喫煙（分煙）区域の設定、避難住民の生活環境上必要な物品の確保、避難住民間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。 (3) 公衆浴場の確保 都区保健所等が収集する情報により、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ関係機関を通じて避難住民に対して情報の提供と衛生確保の支援を実施する。 第3部応急対策 第11 章 医療救護 第5節 保健衛生 6 避難所の衛生管理 (2) 避難所の衛生管理指導に関する業務 イ 区市町村の役割

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
東京都	●								**動物援護に関する情報** イ　都は、「動物救援本部」を支援する立場から、情報の提供、「動物保護班」「動物医療班」の援護活動への応援及び活動の拠点としての場の提供を行う。 ウ　「動物保護班」「動物医療班」は、被災住民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での動物医療に携わる。 第3部応急対策 第11 章 医療救護 第5節 保健衛生 7　動物愛護 (3) 動物愛護の活動方針
防疫班	●								**健康相談** ウ 避難所の防疫措置 (イ) 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班･保健師班と協力して、健康調査及び健康相談を行う。 第3部応急対策 第11 章 医療救護 第6節 防疫 1 防疫活動 (2) 防疫業務の実施基準
防疫班	●								**感染症の発生予防のための広報** ウ 避難所の防疫措置 (ｳ) 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。 オ 感染症予防のための広報及び健康指導 防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、区市町村と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。 第3部応急対策 第11 章 医療救護 第6節 防疫 1 防疫活動 (2) 防疫業務の実施基準

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
警視庁				●					**道路交通情報** 警視庁 道路交通情報の収集、伝達 第3部応急対策 第13 章 帰宅困難者対策 第3節 各機関、団体の役割 2 災害時の役割
東京消防庁			●						**火災情報** 東京消防庁 火災情報等の伝達 都民への初期消火、救出･救護等の実施の呼びかけ 火災の延焼等により人命危険が切迫している場合の避難勧告･指示 第3部応急対策 第13 章 帰宅困難者対策 第3節 各機関、団体の役割 2 災害時の役割
鉄道機関							●		**鉄道運行状況** 鉄道機関 鉄道運行状況の広報･提供 第3部応急対策 第13 章 帰宅困難者対策 第3節 各機関、団体の役割 2 災害時の役割
日赤東京都支部							●		**周辺地理情報、通過情報の提供** 日赤東京都支部 幹線道路沿いに支援所開設し、周辺地理情報、通過情報の提供、簡易な応急手当、水等の提供を行う。 第3部応急対策 第13 章 帰宅困難者対策 第3節 各機関、団体の役割 2 災害時の役割
都教育庁	●								**帰宅支援のための情報** 都教育庁 水･トイレ、入手情報の提供等帰宅支援を実施 第3部応急対策 第13 章 帰宅困難者対策 第3節 各機関、団体の役割 2 災害時の役割

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
区市町村		●							**遺体収容所の所在地、開設状況** 遺体収容所の所在地等、開設状況に係る広報に関する事項 第3部応急対策 第14 章 遺体の取扱い 第1節 遺体の捜索、収容及び検視・検案等 1　捜索・収容 (3) 遺体収容所の設置とその活動
都	●								**死亡者に関する情報** 災害発生時における検視・検案、遺体の引き渡しを円滑に実施するため、都は、区市町村等関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。 第3部応急対策 第14 章 遺体の取扱い 第1節 遺体の捜索、収容及び検視・検案等 2 検視・検案等 (7) 都民への情報提供
区市町村		●							**広域火葬体制** 区市町村 2 住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。 第3部応急対策 第14 章 遺体の取扱い 第2節 火葬 1 火葬体制 (3) 広域火葬の実施
都、区市町村	●	●							**死亡者に関する広報** 大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、都は、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を都民に提供する体制を確立するため、条件整備に努める。 区市町村は、大規模災害に伴う死亡者に関する公報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、区市町村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。 第3部応急対策 第14 章 遺体の取扱い 第2節 火葬 1 火葬体制 (5) 死亡者に関する公報

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
区市町村		●							**仮設トイレの設置場所** (ウ) 各区市町村は、仮設トイレ等の設置に当たっては、し尿の収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知する。 第3部応急対策 第15 章 ごみ･し尿･がれき処理 第2節 し尿処理 2 し尿処理方法 (1) 仮設トイレ等の設置
区市町村		●							**がれき処理の対象となる範囲** ア 区市町村は、所管の区域における被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。 第3部応急対策 第15 章 ごみ･し尿･がれき処理 第3節 がれき処理 2 処理計画 (1) 区市町村
都本部	●								**がれき処理に係る手続き等** ウ 都本部のがれき処理部会は、区市町村等と協議の上、公費負担によるがれき処理の対象範囲など、区市町村のがれき処理全体の基本方針を示す、がれき処理基本計画を策定する。また、各区市町村のがれき処理計画で定められたがれき処理に係る手続き等を都外への避難･流出都民を含む関係者に広く周知する。 第3部応急対策 第15 章 ごみ･し尿･がれき処理 第3節 がれき処理 2 処理計画 (2) 都
学校長等								●	**応急教育計画** オ 学校長等は、応急教育計画を作成したときは、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童･生徒等に周知徹底を図る。 第3部応急対策 第17 章 教育･金融･労務 第1節 応急教育 2 応急教育の実施 (2) 災害時の態勢
日本銀行							●		**金融措置に関する広報** 日本銀行は、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券･貨幣の引換え措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。 第3部応急対策 第17 章 教育･金融･労務 第2節 応急金融対策 2 非常金融措置 (2) 金融措置に関する広報

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
郵政公社東京支社、NTT各社、KDDI							●		**被害状況、通信施設の疎通状況等** 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、都本部並びに国等の関係防災機関との連絡･調整を行う。 第3部応急対策 第18 章 ライフライン施設の応急･復旧対策 第5節 通信施設（郵政公社東京支社、NTT各社、KDDI） 1 震災時の活動態勢
首都高速道路公団							●		**交通規制状況等** 地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。 1 震度5強以上の大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、公団は都県公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。 第3部応急対策 第19 章 公共施設等の応急･復旧対策 第1節 公共土木施設等 1 道路･橋梁 首都高速道路公団 応急措置
区市町村		●							**相談所の設置** 被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。 第3部応急対策 第20 章 応急生活対策 第1節 被災者の正確確保 1 生活相談 区市町村
都生活文化局	●								**臨時相談窓口、被災者総合相談所の設置** 1 常設の都民相談窓口とは別に、都庁舎等に臨時相談窓口を設け、被災者の生活の早期解決に努める。 2 都関係部局及び関係防災機関との協力により、被災者総合相談所を開設する。 第3部応急対策 第20 章 応急生活対策 第1節 被災者の正確確保 1 生活相談 都生活文化局

広報主体	広報主体								広報事項
	都	区市町村	東京消防庁	警視庁	気象庁	指定行政機関	指定公共機関等	その他	
警視庁				●					**相談所の開設** 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。 第3部応急対策 第20 章 応急生活対策 第1節 被災者の正確確保 1　生活相談 警視庁
東京消防庁			●						**臨時相談窓口、被災者総合相談所の設置** 震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談に当たる。 また、火災によるり災証明の発行については、区市町村の行うり災証明事務との連携を図り、り災者の利便の向上に努める。 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造･設備に関する点検等の強化 4 火災によるり災証明等各種手続きの迅速な実施 第3部応急対策 第20 章 応急生活対策 第1節 被災者の正確確保 1　生活相談 東京消防庁
都、区市町村、日本赤十字社各機関	●	●					●		**義援金品の受付･配分に係る広報** (2) 委員会は、次の事項について審議し、決定する。 イ 義援金品の受付･配分に係る広報活動 第3部応急対策 第20 章 応急生活対策 第2節 義援金品の配分 2 義援金品募集配分委員会の設置